

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年10月26日（水）15:05～15:22
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

- 佐藤 一絵 農林水産省経営局就農・女性課長
- 有川 一孝 農林水産省経営局就農・女性課経営専門官
- 久知良 俊二 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長
- 根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 農業の担い手となる外国人材の就労解禁について
- 3 閉会

○事務局 それでは、よろしくお願いいたします。

農業の担い手となる外国人材の就労解禁についてということで、本日、農水省、法務省、厚労省の3省にお越しいただいております。3省連名で2枚紙のペーパーを出されておりますので、こちらが中心の御説明かと思えますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいます、ありがとうございます。

早速、この御提案について、御説明をお願いいたします。

○佐藤課長 農林水産省の担当課長でございます。佐藤と申します。本日は、よろしくお

願いたします。

それでは、御説明申し上げます。

お手元に2枚紙をお渡ししておりますが、タイトルにありますとおり、検討状況について御報告をしたいと思います。内容は御覧いただければと思うのですが、当省からこの資料の1枚目の概要のとおり提案を作りまして、現在、法務省、厚労省両省にお示しいたしまして、我々で具体的な検討を進めているところでございます。

我々の基本的な考え方といたしましては、家事支援人材の特区のスキームを参考にしつつ、現在出されている地方公共団体からの特区の具体的な提案も踏まえまして、基本的には労働者派遣事業の制度を活用した仕組みを構築するのが最適なのではないかと考えて、御提案申し上げます。

法務省、厚労省両省からは、今回の特区を仮にやるに当たっては、最大の御懸念としては、いらっしゃる外国人材の人権上の配慮がきちんとなされるか、適切な雇用環境が確保されるか、そのための管理監督体制にあると我々は受け止めておりますが、正直、業所管省としては、農業が他産業より突出してブラックな労働環境があるとも決して考えていないのですが、そういう御懸念もあることは十分に踏まえまして、そういった問題を最小限にする意味でも、法律に基づいてさまざまな要件を満たした上で実践されている労働者派遣制度を活用することが今の時点でベストではないかと思っております。

また、これまでの御議論、先般の諮問会議での総理の御発言もありましたが、この検討についてはスピード感を持ってやっていかなければいけないことは我々も承知しておりますので、そういう観点でも既存の制度の枠組みを最大限活用していくことが重要ではないかと思っております。

2ページ目には、主な課題を書いてございます。こういった課題についても、我々も真摯に早急に克服すべき点は克服していくよう努力をしてみたいと思っております。諮問会議が行われてその件が報道されて以降、我々のほうには農業界から大変期待の声相次いで寄せられているところでございますので、そういったことも踏まえまして対応をしてみたいと思っております。

あとは、もし法務省、厚労省のほうで補足があればお願いします。

○八田座長 特にないですか。

それでは、委員の方から御質問、御意見を願いたします。

○本間委員 外国人家事支援人材の活用とそのスキームでということなのですが、何か違いがありますか。全く同じと考えていいのか。違う点があるとすれば。

○佐藤課長 違う点があるとすれば、外国人家事支援は請負ではありますが、我々は派遣というスキームがいいのではないかと考えているところが一番大きな違いです。

○本間委員 その理由とといいますか。

○佐藤課長 農業の現場の仕事の状況を考えますと、誰が指揮命令をするのかという部分があります。現場の農家のところで働くということであれば、農家の指揮命令のもとで業

務をしていただくこととなります。請負になると、指揮命令が農家ではなくなってしまふ部分がありますので、そこは派遣のスキームというほうがしっくりくるのかなとは思っております。

○本間委員 具体的に、その派遣事業者はどのようなイメージで考えておられるのですか。

○佐藤課長 一般的には、大手も含めて、いわゆる普通の派遣事業者がございますね。そういうところで農業に関係することをやっている業者も、全国企業でも一部ありますので、そういったところですか、今、我々も色々と調査をしているところですけども、地方単位、地方企業で派遣業の許可を取ってやっていて、農業もかなりメインにやっているようなところもございますので、そういったところ、それから、農業には今まであまり取り組んだことはなさそうですが、外国人材の派遣のようなことをやっていらっしゃる業者もあると承知しておりますので、そういったところが対応可能なのかなと思っております。

○本間委員 海外にも派遣事業者がいて、私なども中国で農業に限らずそういう派遣の業者にインタビューをしたことがあるのですけれども、そういうものも入るのか、それとも国内だけのことを考えているのか。

○佐藤課長 まだそこまで詰めてはいないのでけれども、考えられるのは、今回の制度に当たっては、論点にもありますけれども、これから入ってくる人材の定義と申しますか、外国人材をどう位置付けるかということがありますので、この前、総理は諮問会議で専門家という表現をされていらっしゃるって、我々は即戦力となるような人材と思っておりますけれども、そういった方を外国で見つけてくるという意味では、外国の派遣業者もあり得るのかなと、個人的には思います。

○本間委員 その資格、人材のクオリティーの確保だとか、要するに、試験を課すのか。資格要件については多分これからということだと思うのですけれども、何かイメージはありますか。

○佐藤課長 今、特区の提案をしていただいている地方公共団体の内容を見ましても、それこそ即戦力的な者となっていて、例えば、過去に日本で技能実習で農業を経験したことのある人というものも含めて、そのあたりの技能レベルはきちんと整理をしたいと思っております。

○本間委員 それは特区それぞれに違っていいのか。要するに、人材の要求はそれぞれ地域によって微妙にニュアンスが違っていたりするので。もう一つは、自分のところで独自の試験をする、あるいは資格要件を定める、といった希望を持つところもない訳でもないのです。ですから、それをやるのは特区なのだけでも、資格要件とかというのは一律にするということなのか。そうすると、ちょっと先走って言うてしまうと、それは全国展開にしないのかという話につながっていくのですけれども、そのあたりは、全国展開までに至る、実験的にやろうとしているという理解でいいのか、そのあたりはどうですか。

○佐藤課長 その辺はこれから検討するということですね。

○根岸室長 そうでしょうね。全国展開を確約するような検討をしてあまり慎重になり過

ざたり、それで時間ばかりをかけてもあれなので、まずは特区で実現するという前提で、そこででき上がってきたものが、今、本間先生がおっしゃったように、自治体が直接何かやるとか、本当に地域でなければできないもので、これを全国でそのままというのはできないねというものだったときには、全国のときにはどういう制度にしようかと、そこは衣替えをしなければいけないとなるでしょうし、もちろんまた別途の政策決定をして問題がなくて全国でやろうとなったときに、そのまま使えるのであれば、この部分は同じでいいですねということになるでしょうし、そこはその後のこととして考えればいいのかなど思っていて、どちらかというところ、特区として実現するに当たって、農水省がおっしゃったように、技能レベルをどのようにするのか、まだ3省の中にも若干見解がずれているところもありますので、どういうものを求めるのか。それをどのように担保するのか。そこに何か客観的なものはあるのか。なければ、作れるのか。そういうことを考えているところでございます。

○八田座長 ありがとうございます。

阿曾沼先生、何かありますか。大丈夫ですか。

事務局からは何か御指摘はありますか。

○藤原審議官 農水省にお聞きしたいのは、これはずっと家事支援でも議論があったところですけども、派遣か請負かというところは、色々な議論の末、家事支援では請負としています。今、神奈川県などで企業の実際の選定が進んでいますけれども、必ずしも派遣事業者ではない方も選定されつつあります。今回仮に、派遣事業を前提にした際は、即座に手を挙げられる企業の範囲が少し狭まる可能性はありますが、そうであっても派遣のほうがメリットが高いと考えていらっしゃるのでしょうか。このあたりはこれからの議論なので、今の感じを教えてください。

○佐藤課長 正直、これからの議論で、我々は派遣のスキームはしっかりしていると思っておりますので、それを使うのが適正な管理監督という意味でもいいのかなと思っております。今、3省の中でも議論している中で、例えば、農業界からは直接雇用をしたい。今は、比較的先進的な農業形態、農業法人がありまして、実際に管理職として中国人を雇っているような、農業以外のことも含めてやっている企業なども出てきておりますが、少ないですけども大きなそういう企業からは、直接雇用をしたいという声も出てくる可能性などもあるかなと思っておりますので、その辺についてはまた両省とも御相談しながら検討していきたいと思っております。

○藤原審議官 皆さんのほうにもあると思いますが、我々のほうにも随分直接に自治体や事業者からも強い御要望を頂いております。農協やシルバー人材センターを絡ませたいなどという声もございますので、もちろん管理をきちんとしてという前提ですけども、バリエーションを少し整理しながら検討していきたいと思っておりますので、また相談させていただきます。

○八田座長 今回のコメントに付随してあれしますけれども、家事支援人材のときには直接

雇用はまずいだらう、人権問題が発生し得るからまずいというので、わざわざ請負契約にした訳です。ですけれども、この農業の場合、その問題はあまりないのではないかと思います。要するに、家事労働者で住み込みの女の人を直接雇用するという問題はないと思うのです。そこは一つ御検討いただければと思います。

請負だとかにかく色々指示ができないということが大問題なのですが、例えば、受け入れる農家が請負の会社に一種の出向をして、請負会社の中の間人として働くということとはできないのですか。すなわち、指揮命令の責任はきちんと請負会社の中に負わせて、農家のほうには負わせないということとはできないのですか。出向させることによって責任関係を明確にしてしまう訳です。本当に初歩的な質問で申し訳ないのだけれども。

○久知良課長 今仰っているのは、農業経営体の人が請負会社のほうに出向するということですか。

○八田座長 農家のほうがある程度大きな会社の場合です。そこから一部の人が入ってくる。

○久知良課長 それで農家からの出向者に何かをやらせると。それについては、多分出向であろうとなかろうと、ということになるのですが、結局、この農家の農地をやるときにこっちの人が指示できないという制約がどのみち生じてしまうことが農水省がそれでは事業がなかなか回らないと仰っている理由だとすると、農業経営体が直接指示できないところを、仮に請負会社のほうにこの人が出向したとしても、多分クリアできないのではないかと思います。

○八田座長 指示の必要性が一番よくわかっている出向した人が指示できないですかね。現場で臨機応変に色々やってほしい指示を、派遣ではできるが請負会社を通じてだとやれないという現状は、実に変な話ですね。制度の迂回と言われれば迂回だけれども、最終的な命令を出した主体の責任関係だけははっきりするようにして、実務的には能率のよい指示ができるという方法もあるかもしれない。

しかし、それは置いておいて、直接雇用は是非御検討をお願いしたいと思います。

3省で非常にプラクティカルな案を出してくださって、今のところは派遣でということだけれども、直接雇用ということも御検討をお願いできないだらうかと提案させていただいたところでは。

何かありますか。

○原委員 結構です。

○八田座長 それでは、お忙しいところ、どうもありがとうございました。